

最高裁秘書第3261号

令和6年11月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

10月25日付け（同月29日受付、第060286号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

退職金不支給処分を受けた裁判官が最高裁判所に提出した審査請求書（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）